

『消えるまで ゆっくり火の元にらめっこ』

空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になりました。火災予防意識のいっぽうの普及と火災の発生防止、死傷事故等を防ぐことを目的に「秋の全国火災予防運動」が実施されます。

これに伴い市と消防団では、次のような取り組みを行います。

- ①11月8日、消防団と消防署が合同して市内全域で広報活動を行います。
- ②火災予防ポスターや火の用心チラシ、広報、CATV、防災行政無線などで火災予防運動の周知を行います。
- ③21時にサイレンを鳴らし、各家庭や事業所での火の元の点検を促します。
- ④消防団は、各分団ごとに広報活動や消防水利の点検など地域の実情に応じた活動を行います。

◇住宅火災 命を守る 7つのポイント

(3つの習慣)

- ・寝煙草は、絶対しない。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるとときは、必ず火を消す。

(4つの対策)

- ・住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンなどは、防炎品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



担当:渕上

悪質な訪問販売に
ご注意を!!



「NS」マーク

問 《お問い合わせ》
政策部総務課

□ (23)9315

山内支所総務課

□ (45)2511

北方支所総務課

□ (36)2511

住宅用火災警報器
相談室

(フリーダイヤル)

□ 0120(565)911

武雄市消費生活センター

□ (36)6022

新築住宅	： 新築された日からの設置（平成18年6月1日以降適用）
既存住宅	： 平成23年5月31日までに設置（5年間の猶予期間）

【設置箇所】
（壁または天井に設置）
○各寝室
○階段（2階以上に寝室がある場合）
○7戸以上の部屋が、5戸以上ある階の廊下
※台所への設置については努力目標です。

